

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に當り
たるときは、その
翌日の日)

訓 令

鳥取県訓令第五号

目 次

- ◇ 訓 令 官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
土地改良事業の認可(三件)
開発行為に関する工事の完了(二件)
都市計画事業の認可
- ◇ 選管告示 昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨
- ◇ 公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程(昭和三十九年五月鳥取県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

報 告 事 項	様 式
一 行政事務に関する条例の制定又は改廃	様式第一号又は様式第二号
二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定又は裁決をした場合のその要旨	様式第三号
三 知事の選挙の結果	様式第四号
四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十一条の規定による住民投票の経過及び結果	様式第五号
副知事、出納長及び部長	様式第六号
議会の議長及び副議長	様式第七号

六 主たる事務所の設置又は変更	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会及び収用委員会の委員	様式第八号又は様式第十号
	監査委員	様式第九号又は様式第十号
六 主たる事務所の設置又は変更	議会の事務局長、教育長並びに人事委員会、監査委員、地方労働委員会及び収用委員会の事務局長	様式第六号
		様式第十一号

様式第四号から様式第十号までを次のように改める。

様式第四号(第三条関係)

鳥取県

選挙

×月×日知事の選挙を行つた結果、次の者が当選した。

.....(.....党)(男女)

様式第五号(第三条関係)

鳥取県

住民投票

×年×月×日地方自治法第二百六十一条の規定により行われた投票の経過及び結果は、次のとおりである。

一 経過

二 結果

有権者数

投票者数

賛成者数

反対者数

様式第六号(第三条関係)

鳥取県

新

旧

.....(.....)氏 名

.....(.....)氏 名

(以上×月×日)

備考

1 発令年月日順に記載することとし(同順に辞職が含まれる場合は、辞職を先行させる。)、同一月日の発令者が二人以上にわたる場合には、発令月日の記載を(以上×月×日)とすること。

2 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とすること。

3 旧職が部長、事務局長及び教育長でない場合は、旧職欄は事務吏員又は技術吏員とし、()を付さない。

また、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者の旧職欄は、××事務官又は××技官として()を付して記載すること。

様式第七号(第三条関係)

鳥取県

議長(副議長) 選挙

〇〇〇〇議長(副議長)は、×月×日辞職し、1(欠員であつたところ)、
×月×日次の者が選挙された。

議長(副議長) 氏 名

備考

1()については、様式第八号 の備考1()と準じた取扱いと
すること。

様式第八号(第三条関係)

鳥取県

××委員会委員任命(選挙・補充)

〇〇〇〇委員は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)、
1(欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命2(選挙・補充)され
た。

××委員会委員 氏 名

備考

1()は前任者が退職し、後任者が選任(補充)されるまで期間が
あつた場合に、2()は選挙管理委員会委員の異動があつた場合に記
載すること。

様式第九号(第三条関係)

鳥取県

監査委員選任

〇〇〇〇委員は、×月×日任期満了し(辞職し・失職し・罷免され)、
1(欠員であつたところ)、×月×日次の者が選任された。

監査委員 氏 名

備考

1()については、様式第八号 の備考1()と準じた取扱いと
すること。

様式第十号(第三条関係)

鳥取県

××委員会委員(監査委員) 再任

〇〇〇〇委員は、×月×日再任された。

様式第十号の次に次の様式を加える。

様式第十一号(第三条関係)

鳥取県

事務所

×年×月×日××を次の位置に設置した(××の位置を次の位置に変更
した)(××を廃止した)。
.....

備考

年月日は、事務所の位置を定める(変更する)条例の施行期日による
こと。

附則

この訓令は、昭和五十二年八月三十日から施行する。

告示

鳥取県告示第六百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、鳥取市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置（昭和五十二年四月一日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
鳥取市三津字苧畑ノ巻二七〇の一及びこれと一体をなす国有地並びに三津字村内三七一の二、三七六の一、三八二の一及びこれらと一体をなす国有地の地先	一、一〇五・九八 平方メートル

鳥取県告示第六百七十九号

昭和五十二年六月二日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（熊田地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において

準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年八月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十号

昭和五十二年四月二十七日付けで河原町から申請のあつた土地改良（下佐貫第二地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年八月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十一号

日南町から申請のあつた町営土地改良(神戸上地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十二号

日南町から申請のあつた町営土地改良(中石見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十三号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良(勝田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年七月二十六日 鳥取県指令受都計第二百七十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市野寺字上野寺

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市野寺一三六 沢田真智子

鳥取県告示第六百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年八月二日 鳥取県指令受都計第二百九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉岡温泉町字明淵及び丸山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉岡温泉町一六七番地 永見岩男

鳥取県告示第六百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・十六号弥生公園

三 事業施行期間

昭和五十二年八月三十日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市弥生町地内

使用の部分

なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十二年七月十日執行の参議院地方選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十二年八月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和52年7月10日執行参議院地方選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限高 11,045,600円
- 3 報告書の要旨

候補者 氏名 出納責任者 氏名	広田 幸一	所属党派	日本社会党	期間	7月26日から 7月29日まで 第2回分
--------------------------	-------	------	-------	----	----------------------------

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 32,800
	家屋費 32,800
	選挙事務所費 32,800
	集会会場費 36,860
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
	雑費
その他の寄附	今回計 69,660
その他の収入	前回計 4,372,861
今回計	今回計 5,271,000
前回計	前回計 4,442,521
総計	総計 5,271,000
報告書受理年月日	昭和52年8月4日 第2回報告分

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、
昭和52年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和52年8月30日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日 昭和52年11月27日
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類 試験科目及び時間

試験の種類	試 験 科 目	時 間
乙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常の 保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
乙種機械責任者 免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時から15時 まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
免状に係る試験	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の 保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	13時から15時 まで

丙種化学責任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	10時45分から 12時15分まで
第二種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学）	13時から15時 まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学	13時から15時 まで
	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
第三種冷凍機械 責任者免状に係 る試験	冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで

〔備考〕 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条

第2項に規定する「特別試験科目」をいう。

- 4 受験手続
次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。
 (1) 受験願書
 (2) 履歴書
 受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
 (3) 写真
 手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
 (4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）
- 5 手数料及びその納付方法
 (1) 手数料
 乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 1,600円
 丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 1,400円
 (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 受験願書の受付期間

昭和52年 9月12日から昭和52年 9月22日まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者に通知する。
- (3) 乙種化学責任者免状に係る試験及び乙種機械責任者免状に係る試験は、従来通商産業大臣が実施していたが、高圧ガス取締法施行令の一部が改正され、本年度から都道府県知事が実施することになったので、手続等に十分注意すること。
- (4) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。